

平成29年2月8日

3. 産業廃棄物行政の動き

大阪府 環境農林水産部
循環型社会推進室 産業廃棄物指導課

1

本日の内容

■建設廃棄物の不適正処理事案等

- 不法投棄(違法な埋立を含む)
- 違法焼却(野焼き)
- 不適正保管(野積み)
- 産業廃棄物処理委託契約の不適正な締結
- マニフェストの不適正な交付
- その他、確認すべき事項

■廃棄食品の不正転売事案

■水銀に関する法改正

2

■不法投棄

- みだりに廃棄物を捨てる行為
- 処分する意思及び能力がないにもかかわらず、長期間放置する行為
- 埋立処分場以外の場所で埋立処分する行為
- 埋立処分場で処分基準等に違反して、埋立処分する行為

【罰則】

5年以下の懲役

1000万円以下の罰金

(法人は、3億円以下の罰金)

3

■違法焼却(野焼き)

- 廃棄物を処理基準に従わず焼却する行為

※例外規定

- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・災害予防、応急対策に必要な焼却
- ・風俗慣習上、宗教上必要な焼却
- ・農業等に伴うやむを得ない焼却
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行なわれる廃棄物の焼却であって軽微なもの

【罰則】

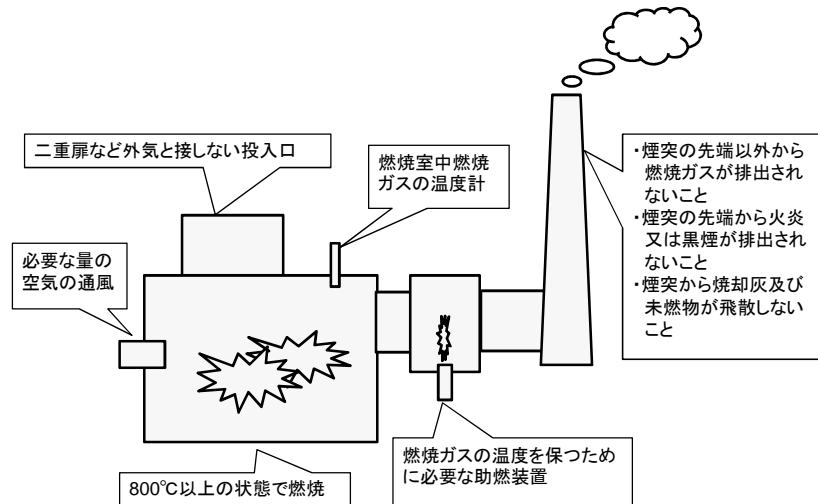
5年以下の懲役

1000万円以下の罰金

(法人は、3億円以下の罰金)

4

○廃棄物を焼却する場合の処理基準



5

■不適正保管(野積み)

- 保管基準を遵守せずに廃棄物を保管する行為

【罰則】

改善命令違反:

3年以下の懲役, 300万円以下の罰金

措置命令違反:

5年以下の懲役, 1000万円以下の罰金

6

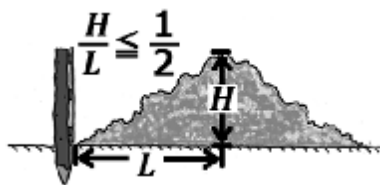
○保管基準

(1) 保管場所の要件

- ① 周囲に**囲い**が設けられていること。
- ② 見やすい箇所に**掲示板**が設けられていること。

(2) 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止のための措置

- ① 汚水が生ずるおそれがある場合は、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な**排水溝その他の設備**を設け、かつ、**底面を不浸透性の材料で覆う**こと
- ② 屋外において容器を用いずに保管する場合は、**最大積み上げ高さを超えない**こと
- ③ その他必要な措置



(3) 保管場所に、**ねずみが生息し、及び蚊、はえそ**の他の害虫が発生しないようにすること。

(4) 石綿含有産業廃棄物については、他の産業廃棄物と混合しないよう区分して保管し、掲示板の廃棄物の種類の欄には石綿含有産業廃棄物が保管されている旨を記載すること。

7

■ 産業廃棄物処理委託契約の不適正な締結

- 処理委託契約書に、数量、契約単価が未記載で委託契約が締結されていた。



○廃棄物処理法第12条第6項違反

委託契約は書面により行い、委託契約書には、必要な条項を記載の上、締結が必要。

8

■ 処理委託契約書の内容を確認

9

■ マニフェストの不適正な交付

- 排出事業者がA票を自ら記載、交付せず、下請けに任せていた。
- マニフェストA票に廃棄物の種類、数量など必要事項を記載せず、交付していた。
- A票を運搬業者や処分業者に預けていた。



○産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付義務違反(法第12条の3)

排出事業者が必要事項(数量、品目など)を自ら記載の上、産業廃棄物の種類、運搬業者、運搬先、処理方法等毎に産業廃棄物の引渡しと同時に排出事業者による交付が必要。

○罰則

6月以下の懲役又は50万円以下の罰則

10

■排出事業者が記載すべき事項

11

■その他、確認すべき事項

- 排出事業者が産廃業者（許可業者）に産業廃棄物の運搬や処分を委託する場合、運搬する業者は積み込みと積み降ろし場所の産業廃棄物の収集運搬業の許可を、処分する業者は、処分業の許可を有しているか。

(参考) 大阪府知事の認定する優良な産業廃棄物処理業者
http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/yuryo_shorigyosya/index.html

- 収集運搬業者・処分業者に対し、適正な処理費を負担しているか。

著しく低廉な処理費（処理料金の半値程度又はそれを下回るような料金）で委託し、委託した産業廃棄物が不適正に処理され、処理業者のみによる生活環境保全上の支障の除去が困難な場合には、排出事業者も措置命令の対象となる。
 (法第19条の6)

12

■水銀に関する法改正(これまでの経緯)

平成25年(2013年)10月	「水銀に関する水俣条約」を採択※(熊本市・水俣市で開催)
平成26年(2014年)3月	中央環境審議会に対し、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」諮問
平成27年(2015年)2月	中央環境審議会から「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」答申
平成27年(2015年)11月	廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令公布
平成27年(2015年)12月	廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令等公布 (平成28年(2016年)4月施行(第1段施行))
平成29年(2017年)1~2月	廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令等公布見込み (平成29年(2017年)10月施行(第2段施行))

※条約は50か国目の締結の日後90日目に効力が発生
平成29年(2017年)1月1日時点で35か国が締結済み
我が国は平成28年(2016年)2月2日に締結。(23か国目)

13

■廃棄物処理法施行令等の改正概要

【改正概要】

- 1 廃水銀等及びその処理物(①~③)の特別管理産業廃棄物への指定
 - ① 特定の施設において生じた廃水銀及び廃水銀化合物
 - ② 水銀等が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品廃棄物のうち産業廃棄物から回収した廃水銀
 - ③ ①及び②を処分するために処理したもの
- 2 1で指定された特別管理産業廃棄物の処理基準等の追加
 - (1) 収集運搬基準及び保管基準の追加(運搬容器に収納、容器に入れて密封等)
 - (2) 処分基準の追加(埋立処分前に硫化・固型化することなど)
- 3 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理基準の改正
 - (1) 水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬基準及び保管基準の追加(他の廃棄物と区分、破碎することがないような方法など)
 - (2) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分等の基準の追加(水銀等が相当の割合以上であるものについては水銀回収を義務付け)
 - (3) 水銀使用製品産業廃棄物について、安定型最終処分場への埋立禁止の明確化
- 4 廃水銀等の硫化施設について、設置許可を要する産業廃棄物処理施設への追加等

【施行期日】

- 1、2(1)については平成28年4月1日、それ以外については平成29年10月1日

14

■ 水銀廃棄物の種類

産業廃棄物

・廃プラスチック類 ・ガラスくず ・金属くず ・汚泥 ・燃え殻 ・ばいじん等

水銀使用製品産業廃棄物

事業活動に伴って出てきた

・蛍光灯 ・水銀血圧計 ・体温計 等
(ガラスくず ・金属くず ・廃プラ など)

水銀含有ばいじん等

・一定濃度を超える水銀を含有するばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ

特別管理産業廃棄物

・爆発性、毒性、感染性等の性状を有する産業廃棄物

廃水銀等及びその処理物 (水銀使用製品製造施設・研究機関など特定の施設から出る廃水銀や処理施設等で回収する廃水銀及びその処理物)

一般廃棄物

・産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から出た水銀体温計、蛍光管など)

特別管理一般廃棄物

・爆発性、毒性、感染性等の性状を有する一般廃棄物

廃水銀 (水銀使用製品 (一般廃棄物) から回収した廃水銀) **及び処理物**

15